

■ 摂津市多胎児移動支援サポーター派遣事業 Q&A

Q 1 : 対象目的となる外出は何ですか？

A 1 : 以下内容です。

- 市が実施する母子に関わる健診（例：1か月健診、産婦健診、1歳6か月健診）
 - 市が実施する母子保健事業（例：離乳食講習会、約束クリニック）
 - 医療機関で受ける予防接種
 - 幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育施設、児童発達支援施設等の見学・申込み
 - つどいの広場、子育てサロン、児童センター、市内公園、ちびっこ広場の利用
 - 市内公共施設での産婦並びに児童に関する申請手続き
（例：保育所入所申請、ファミリー・サポート・センター加入申請）
 - 日用品（食料品やティッシュペーパー等の生活必需品）の購入
 - 金融機関での手続き
- ※多胎児のきょうだいを対象とした内容も含まれます。

Q 2 : サポーターは具体的に何をしてくれますか？

A 2 : ○移動に必要な荷物の運搬

- こどもの介抱
- ベビーカー、抱っこ紐を用いてのこどもの移動支援
※ベビーカーや抱っこ紐は依頼者の物品をサポーターがお借りします。
- こどもと遊ぶ、泣いた子どもをあやすことのお手伝い
- 授乳の介助（粉ミルクや液体ミルクでの授乳を含みます）
- おむつ交換（交換したおむつは申請された方で破棄をしてください）
- 児童への食事提供の補助（サポーターで食事は作りません）
- 育児に関する助言及び相談

Q 3 : サポーターを利用できる時間はいつですか？

A 3 : 年末年始を除く月曜日から日曜日までの9-16時の間で最長3時間まで利用可能です。

Q 4 : 利用できる範囲はどこまでですか？

A 4 : 外出準備の補助から帰宅後の片付けまでです。

Q 5 : サポーターを利用する際、どのようにすればよいですか？

A 5 : ①利用申請をしていただく（郵送・メールも可）。

②実施事業所（NPO法人キッズぽてと）に利用希望の原則14日前までに利用希望の相談をする。

※事業所の状況によって、利用できない可能性がございます。

③事業所と日程調整をした上で、当日利用する。

Q 6 : 外出準備のために、サポーターに家へ入ってもらうのは可能ですか？

A 6 : サポーターができることの範囲内であれば可能です。ただし、範囲外のこと
(例：掃除や食事などの一般的な家事や離乳食づくり) はできません。外出後の対応も同様です。

Q 7 : 目的地が摂津市外ですが、利用は可能ですか？

A 7 : 目的地が大阪府内で、往復時間の合計が3時間の範囲内の場所であれば可能です。
ただし、宿泊や往復の往路や復路のみの利用はできません。
サポーターの交通費が発生する場合は利用者の負担が必要です。

Q 8 : 移動方法の対象は何になりますか？

A 8 : 徒歩 (ベビーカーや抱っこ紐等を用いることも含む)、自転車、タクシー、公共交通機関での移動が対象です。
タクシー移動に伴う実費は利用者負担となります。
自転車移動の場合、サポーターは荷物の運搬に限り支援いたします (こどもの搬送はいたしません)。ただし、サポーターが当日自転車の手配ができない場合は支援ができませんので、ご了承ください。

Q 9 : 車での移動にあたっての利用は可能ですか？

A 9 : 自家用車での移動は対象外です。ただし、乗合バス (セッピー号含む) やタクシーは対象に含まれます。

Q 10 : 移動の間、こどもの面倒をサポーターにお任せしてもよいのでしょうか？

A 10 : サポーターはあくまでも依頼者で対応しきれない部分を補助します。手続き作業やトイレ等、やむを得ない事情を除き、利用者はこどもの目の届く範囲にいてください。

Q 11 : 移動の際、多胎児がいなくてもいいですか？ (他のきょうだいのみ連れての外出)

A 11 : 多胎児不在の移動はサポーター派遣の対象外です。

Q 12 : 移動に同伴するのは親でなくても大丈夫ですか？

A 12 : 同居をして、日常的に多胎児のお世話をしている成人親族 (18歳以上) なら可能です。

Q 13 : デパートや大型ショッピングモールでの買い物のお手伝いに来てもらえますか？

A 13 : 日用品の買い物をする場所の範疇を超えているので、ご利用できません。

Q 14 : 日用品はどのようなものが該当しますか？

A 14 : 食料品やティッシュペーパー、こども用品等、生活必需品が該当します。タバコやアルコール類等の嗜好品は対象外です。